

令和7年6月20日

橋本市議会議長
田中 博晃 様

総務経済委員会
委員長 田中 和仁

委員会審査報告書

本委員会に付託の案件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

受理 番号	件 名	審 査 結 果	委 員 会 の 意 見
6	「刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書」を国に提出することの請願について	不採択	別紙委員長報告書のとおり

委 員 長 報 告 書

さる6月19日の本会議において、本委員会に付託された、
請願第6号 「刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書」を国に提出することの請願について
を審査するため、6月20日に委員会を開催し、慎重審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しましたので、以下その概要を報告します。

記

請願第6号の主旨は、えん罪被害者の人権救済を実効的なものにするため、刑事訴訟法の再審規定の改正を求めるものである。現行法では再審請求の手続や証拠開示に明確な規定がなく、裁判官や検察官の裁量により対応が異なるといった問題がある。また、再審開始決定に対する検察官の不服申立てにより再審開始が遅れる事例も多い。よって、国に対し、再審請求の手続規定の整備や証拠開示の制度化、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止する改正を行うことを求める意見書の提出を求めるものである。

委員から、請願紹介議員に対し、再審開始決定に対する検察官の不服申立てについては法律上認められているため、禁止するのではなく一定の制限を設けるような内容の意見書にしてはどうか とのただしがあり、請願の内容はあくまでも申立てを禁止することである。意見書の内容を修正する場合は、委員会で協議されたい との答弁がありました。

討論に入り、賛成の立場から、現在、600を超える地方議会が本請願を採択しており、国会においても超党派の国会議員連盟による再審制度の見直しを目指した動きがある。えん罪被害者の救済に向け、早急に再審規定の改正が必要であると考えするため、本請願に賛成する との討論がありました。